長久手市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（以下「難聴児」という。）に対し、補聴器の購入及び修理に要する費用（以下「購入等費用」という。）の一部を助成することにより、きこえの確保と言語の取得及び健全な発達を支援することを目的とする。

（対象児）

第２条　本事業の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

⑴　１８歳以下の難聴児（１８歳の者にあっては１８歳に達した日の属する年度の末日までのもの）であること。

⑵　本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）による住民基本台帳に記載されていること。

⑶　両耳の聴力レベルが原則として３０デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。ただし、医師が装用の必要を認めた場合は３０デシベル未満についても対象とする。

⑷　補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると第６条第２項に定める医師が認めていること。

⑸　労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令に基づき、補聴器購入助成を受けていないこと。

（助成の対象）

第３条　助成の対象となる補聴器は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第５２８号。以下「算定基準」という。）別表の１購入基準（８）その他の表に掲げる補聴器のとおりとする。ただし、同表名称の欄中「高度難聴用」とあるのは「軽度・中等度用」を、同表備考の欄中「重度難聴用」とあるのは「高度難聴用」を含む。

２　助成の対象となる修理は、算定基準別表の３修理基準（８）その他の表に掲げる補聴器のとおりとする。

３　助成の対象となる補聴器の個数は、原則として１個とする。ただし、医師が特に必要と認めた場合は、両耳用として２個とすることができる。

４　イヤモールドは、付属品として購入代金に含めることができる。また、イヤモールドの交換は、補聴器の修理として扱う。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、算定基準別表の１に定める上限価格と補聴器の購入又は修理に要する額のいずれか低い方の額に、３分の２を乗じた額とする。

２　費用の額の基準の算定は、算定基準第３項、第４項及び第５項の規定を準用する。

３　第１項の規定に関わらず、難聴児及びその保護者の属する世帯が、申請月において生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯又は申請のあった月の属する年度（当該申請が４月から６月までにあった場合は、前年度）において市民税非課税世帯に属する場合、当該基準額の全額を市が助成する。

４　助成金の額は、１円未満の端数を切り捨てるものとする。

（補聴器取扱業者）

第５条　本制度を利用して補聴器を購入又は修理できる業者は、本市の補装具費の支給に係る代理受領の契約書を締結している業者のうち標記を取扱補装具の種目としている事業者（以下「登録業者」という。）とする。

（申請）

第６条　助成金の支給を希望する申請者は、長久手市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

⑴　長久手市難聴児補聴器購入費等助成についての医師意見書（様式第２号）

⑵　登録業者が作成した見積書・内訳書

⑶　補聴器装用効果（様式第３号）

⑷　その他市長が必要と認める書類

２　前項第１号に規定する医師意見書は、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第１項の都道府県知事が定める医師の作成したものに限る。

３　第１項の規定にかかわらず、補聴器の修理に係る助成の場合は、医師の意見書及び補聴器装用効果の提出を要しないものとする。

（支給決定等）

第７条　市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、これを審査し、助成を決定した場合は、長久手市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給

決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するとともに、長久手市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給券（様式第５号。以下「支給券」という。）を交付するものとする。また、登録業者に対しては、長久手市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給委託通知書（様式第６号）により通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により支給の却下をする場合、長久手市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給却下決定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（再購入）

第８条　この要綱により購入費の助成を受けた助成対象者は、算定基準別表に定める耐用年数を経過しなければ再度購入費の助成を受けることはできない。ただし、やむを得ない理由により修理不能等で使用できなくなった場合はこの限りでない。

２　前項ただし書による助成を申請する場合は、第６条に規定する申請書類に加えて、耐用年数内判定資料（様式第８号）を添付しなければならない。

（費用の請求）

第９条　第７条第１項の規定により助成金の支給決定を受けた申請者は、当該支給決定にかかる補聴器を購入等するときは、購入等費用から助成金の支給決定金額を除いた額を直接登録業者へ支払うとともに、登録業者に対し、助成金の受領の権限を委任しなければならない。

２　前項の規定により委任を受けた登録業者は、助成金の支給決定金額について、支給券及び代理受領に係る軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支払請求書兼委任状（様式第９号）を添えて、市長に請求するものとする

３　市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その請求額を支払うものとする。

（用具の管理）

第１０条　この要綱に基づいて助成金の支給を受けた者は、当該補聴器を、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

２　市長は、前項の規定に違反したときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（台帳の整備）

第１１条　市長は、補聴器の交付の状況を明確にするため、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成台帳（様式第１０号）を整備するものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年８月１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。